

監査の結果（平成 24 年 2 月 15 日決定分）

第 1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業などが適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施しました。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査の方法により執行しました。実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成 22 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施しました。

3 監査の結果等

監査の結果については、不適正であることが明らかであり、速やかに是正・改善を求める事項及び長期未納があるものを「指摘事項」として、また、指摘には至らないが、改善又は改善についての検討を求める事項などを「意見」として区分しています。

このほか、指摘事項や意見以外に監査対象機関に対し注意喚起、問題提起又は要望する事項などは、「付記」として公表しています。

4 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が 16 機関です。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	西部総務事務所	平成 23 年 11 月 17 日	平成 23 年 11 月 8 日	実地監査
	（総務第二課）		平成 23 年 11 月 11 日	
	呉支所	平成 23 年 11 月 7 日	平成 23 年 10 月 20, 21 日	
	東広島支所	平成 23 年 11 月 21 日	平成 23 年 11 月 9, 10 日	
2	東部総務事務所	平成 23 年 10 月 18 日	平成 23 年 10 月 7, 11 日	
	（総務第二課）		平成 23 年 10 月 6 日	
3	北部総務事務所	平成 23 年 11 月 2 日	平成 23 年 10 月 13, 14 日	
	（総務第二課）		平成 23 年 10 月 12, 13 日	
4	西部県税事務所	平成 23 年 11 月 17 日	平成 23 年 11 月 8 日	
	呉分室	平成 23 年 11 月 7 日	平成 23 年 10 月 20, 21 日	
	廿日市分室	平成 23 年 11 月 17 日	平成 23 年 11 月 11 日	
	東広島分室	平成 23 年 11 月 21 日	平成 23 年 11 月 9, 10 日	

機関名		監査実施日	職員調査日	監査の方法
5	東部県税事務所	平成 23 年 10 月 18 日	平成 23 年 10 月 7 , 11 日	実地監査
	尾道分室		平成 23 年 10 月 6 日	
6	北部県税事務所	平成 23 年 11 月 2 日	平成 23 年 10 月 13 , 14 日	
7	西部厚生環境事務所 西部保健所	平成 23 年 11 月 17 日	平成 23 年 11 月 11 日	
	広島支所		平成 23 年 11 月 8 日	
	呉支所	平成 23 年 11 月 7 日	平成 23 年 10 月 20 , 21 日	
8	西部東厚生環境事務所 西部東保健所	平成 23 年 11 月 21 日	平成 23 年 11 月 9 , 10 日	
9	東部厚生環境事務所 東部保健所	平成 23 年 10 月 18 日	平成 23 年 10 月 6 日	
	福山支所		平成 23 年 10 月 7 , 11 日	
10	北部厚生環境事務所 北部保健所	平成 23 年 11 月 2 日	平成 23 年 10 月 13 , 14 日	
11	西部農林水産事務所	平成 23 年 11 月 17 日	平成 23 年 11 月 8 日	
	呉農林事業所	平成 23 年 11 月 7 日	平成 23 年 10 月 20 , 21 日	
	東広島農林事業所	平成 23 年 11 月 21 日	平成 23 年 11 月 9 , 10 日	
12	東部農林水産事務所	平成 23 年 10 月 18 日	平成 23 年 10 月 7 , 11 日	
	尾道農林事業所		平成 23 年 10 月 6 日	
13	北部農林水産事務所	平成 23 年 11 月 2 日	平成 23 年 10 月 12 , 13 日	
14	西部建設事務所	平成 23 年 11 月 17 日	平成 23 年 11 月 1 日	
	呉支所	平成 23 年 11 月 7 日	平成 23 年 10 月 20 , 21 日	
	廿日市支所	平成 23 年 11 月 17 日	平成 23 年 11 月 11 日	
	安芸太田支所		平成 23 年 10 月 19 日	
	東広島支所	平成 23 年 11 月 21 日	平成 23 年 11 月 9 , 10 日	
15	東部建設事務所	平成 23 年 10 月 18 日	平成 23 年 10 月 7 , 11 日	
	三原支所		平成 23 年 10 月 5 日	
16	北部建設事務所	平成 23 年 11 月 2 日	平成 23 年 10 月 13 , 14 日	
	庄原支所		平成 23 年 10 月 12 , 13 日	

5 監査結果の概要

監査結果の概要は、次のとおりです。

	機 関 名	指摘事項・意見	付 記
1	西部総務事務所 (P5参照 以下同じ。)	【指摘事項】 ア 長期未納（滞納繰越分）があるもの イ 委託契約において、不適正な事務処理が行われていたもの ウ 備品の管理において、誤って使用している備品を備品出納簿から削除していたもの 【意見】 随意契約の締結に際して、業者から日付が記載された見積書を徴取することを求めたもの	【付記】 なし
2	東部総務事務所 (P6)	【指摘事項】 補助金に係る事務処理において、検査職員の押印のない支出調書によって決裁が行われていたもの 【意見】 なし	【付記】 なし
3	北部総務事務所 (P7)	【指摘事項】 なし 【意見】 なし	【付記】 なし
4	西部県税事務所 (P7)	【指摘事項】 ア 長期未納（滞納繰越分）があるもの イ 委託契約における事務処理において、検査職員の指定を文書で行っていなかったもの ウ 委託契約の設計金額の算出において、業務に従事する者の勤務日数を誤って積算を行うなど、不適正な事務処理が行われていたもの 【意見】 なし	【付記】 なし
5	東部県税事務所 (P9)	【指摘事項】 長期未納（滞納繰越分）があるもの 【意見】 なし	【付記】 なし
6	北部県税事務所 (P10)	【指摘事項】 長期未納（滞納繰越分）があるもの 【意見】 なし	【付記】 なし
7	西部厚生環境事務所・ 西部保健所 (P10)	【指摘事項】 ア 長期未納（滞納繰越分）があるもの イ 委託契約における事務処理において、設計金額の算出の際に、複数の者から徴取すべき参考見積書を1者からしか徴取していなかったものなど、不適正な事務処理が行われていたもの ウ 備品管理において、標識が付されていなかったもの 【意見】 随意契約の締結に際して、業者から日付が記載された見積書を徴取することを求めたもの	【付記】 なし

機 関 名		指摘事項・意見	付 記
8	西部東厚生環境事務所・ 西部東保健所 (P13)	【指摘事項】 長期未納（滞納繰越分）があるもの 【意見】 なし	【付記】 なし
9	東部厚生環境事務所・ 東部保健所 (P15)	【指摘事項】 ア 長期未納（滞納繰越分）があるもの イ 補助金交付事務において、検査職員が指定されていなかったもの ウ 県に事務局を置く任意団体の事務に従事する職員の旅費について、重複支給していたもの 【意見】 なし	【付記】 なし
10	北部厚生環境事務所・ 北部保健所 (P17)	【指摘事項】 長期未納（滞納繰越分）があるもの 【意見】 なし	【付記】 なし
11	西部農林水産事務所 (P18)	【指摘事項】 ア 長期未納（滞納繰越分）があるもの イ 委託契約における事務処理において、受託者が配置すべき技術者の資格要件を示していなかったもの 【意見】 なし	【付記】 なし
12	東部農林水産事務所 (P19)	【指摘事項】 なし 【意見】 なし	【付記】 なし
13	北部農林水産事務所 (P20)	【指摘事項】 長期未納（滞納繰越分）があるもの 【意見】 なし	【付記】 なし
14	西部建設事務所 (P20)	【指摘事項】 長期未納（滞納繰越分）があるもの 【意見】 ア 不法占用の解消及び未然防止への取組の強化について求めたもの イ 交付金に係る事務処理において、適正な事務処理を求めたもの	【付記】 なし
15	東部建設事務所 (P23)	【指摘事項】 ア 長期未納（滞納繰越分）があるもの イ 委託契約における事務処理において、再委託に係る承認を書面で行っていないなど、不適正な事務処理が行われていたもの ウ 物品管理職員の決裁が行われずに郵便切手類の払出しが行われていたもの エ 備品管理において、標識が付されていなかったもの 【意見】 不法占用の解消及び未然防止への取組の強化について求めたもの	【付記】 なし

機 関 名		指摘事項・意見	付 記
16	北部建設事務所 (P25)	【指摘事項】 ア 長期未納（滞納繰越分）があるもの イ 委託契約における事務処理において、契約書に定められた書類の提出を受けていなかったもの 【意見】 なし	【付記】 なし

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりです。

1 西部総務事務所

(1) 監査の概要

機関の概要

- ・主な業務 県民相談に関すること、広報広聴に関すること、各事業事務所の庶務・経理に関すること など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部総務事務所	広島市中区基町10番52号	広島市，呉市，竹原市，大竹市，東広島市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，安芸郡，山県郡，豊田郡
西部総務事務所総務第二課	廿日市市桜尾本町11番1号	
西部総務事務所呉支所	呉市西中央一丁目3番25号	
西部総務事務所東広島支所	東広島市西条昭和町13番10号	

- ・組織体制（人数は，平成23年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
西部総務事務所	15人	1課	総務課
西部総務事務所総務第二課	12人	1課	総務第二課
西部総務事務所呉支所	19人	2課	総務課，経理課
西部総務事務所東広島支所	27人	2課	総務課，経理課

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。（西部総務事務所呉支所）

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成22年10月]
離職者対策に係る旧職員公舎の貸付料	1人 5,566円	2人 11,516円

イ 委託契約における事務処理について

（ア）一般競争入札の公告は，県ホームページへの掲載及び掲示（構内掲示板への掲示等）により行うこととされているが，次の業務委託において，掲示による一般競争入札の公告が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。（西部総務事務所東広島支所）

契約名	病性鑑定用検査器具洗浄業務委託（平成 22 年度）
根 拠	一般競争入札事務処理要領 5（1）

（イ）次の委託契約において、契約書に定める受注者と業務責任者との雇用関係を証明する書類の提出を受けていなかった。適正な事務処理に努められたい。（西部総務事務所）

- ・西部県税事務所観音庁舎一般廃棄物処理業務（平成 23・24 年度）
- ・西部県税事務所観音庁舎清掃業務（平成 23・24 年度）

（ウ）次の委託契約において、作業計画書に係る承諾を書面で行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。（西部総務事務所東広島支所）

- ・広島県東広島庁舎等管理業務委託契約（平成 23・24 年度）

（エ）次の委託契約において、指定した検査職員の異動に際し、検査職員の変更手続を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。（西部総務事務所）

契約名	西部県税事務所観音庁舎一般廃棄物処理業務（平成 23・24 年度） 西部県税事務所観音庁舎清掃業務（平成 23・24 年度） 西部県税事務所観音庁舎機械警備業務（平成 23～27 年度）
根 拠	支出マニュアル（平成 20 年 10 月会計管理部審査指導課） 第 7 3(2)

ウ 物品の管理について

備品の管理において、現存する備品を誤って備品出納簿から削除していた。適正な事務処理に努められたい。（西部総務事務所総務第二課）

- ・振盪機（備品番号 9510013）

【意見】

随意契約における見積書について

随意契約の締結に際して業者から徴する見積書について、日付のない見積書を用いて契約を締結しているものがあった。

見積書の有効性の観点から、日付が適正に記載された見積書を徴取して契約事務を行う必要がある。（西部総務事務所）

2 東部総務事務所

（1）監査の概要

機関の概要

- ・主な業務 県民相談に関すること、広報広聴に関すること、各事業事務所の庶務・経理に関すること など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
東部総務事務所	福山市三吉町一丁目 1 番 1 号	三原市，尾道市，福山市，府中市，世羅郡，神石郡
東部総務事務所総務第二課	尾道市古浜町 26 番 12 号	

- ・組織体制（人数は、平成 23 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
東部総務事務所	24 人	2 課	総務課，経理課
東部総務事務所総務第二課	12 人	1 課	総務第二課

(2) 監査の結果

【指摘事項】

補助金における事務処理について

次の補助金において，検査職員による検査結果の確認がされないまま，支出の決裁が行われていた。適正な事務処理に努められたい。（東部総務事務所総務第二課）

補助金名	結核予防費補助金（平成 22 年度）		
根拠	支出マニュアル（平成 20 年 10 月会計管理部審査指導課）	第 7	3

3 北部総務事務所

(1) 監査の概要

機関の概要

- ・主な業務 県民相談に関する事，広報広聴に関する事，各事業事務所の庶務・経理に関する事 など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
北部総務事務所	三次市十日市東四丁目 6 番 1 号	三次市，庄原市
北部総務事務所総務第二課	庄原市東本町一丁目 4 番 1 号	

- ・組織体制（人数は、平成 23 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
北部総務事務所	17 人	2 課	総務課，経理課
北部総務事務所総務第二課	13 人	1 課	総務第二課

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

4 西部県税事務所

(1) 監査の概要

機関の概要

- ・主な業務 県税の窓口領収・納税証明に関する事，申告書や届出の受付に関する事，滞納となった県税の領収に関する事 など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部県税事務所	広島市中区基町 10 番 23 号	広島市，呉市，竹原市，大竹市，東広島市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，安芸郡，山県郡，豊田郡
西部県税事務所呉分室	呉市西中央一丁目 3 番 25 号	
西部県税事務所廿日市分室	廿日市市桜尾二丁目 2 番 68 号	
西部県税事務所東広島分室	東広島市西条昭和町 13 番 10 号	

・組織体制（人数は、平成 23 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
西部県税事務所	160 人	8 課 3 班	特別滞納整理第一班 特別滞納整理第二班, 個人住民税対策班, 税務管理課, 滞納整理第一課, 滞納整理第二課, 法人課税課, 個人課税課, 不動産税課, 自動車税課, 軽油税課
西部県税事務所呉分室	11 人	2 班	納税班, 滞納整理班
西部県税事務所廿日市分室	14 人	2 班	納税班, 滞納整理班
西部県税事務所東広島分室	37 人	3 課 1 班	個人住民税特別対策班, 納税課, 不動産評価課, 軽油調査課

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。（西部県税事務所）

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成 22 年 11 月]
個人県民税	3,956,517,350 円	4,031,883,428 円
法人県民税	101,910,244 円	110,607,355 円
個人事業税	197,042,347 円	299,251,440 円
法人事業税	348,482,092 円	396,029,317 円
不動産取得税	394,277,384 円	516,666,123 円
ゴルフ場利用税	1,701,393 円	2,211,200 円
軽油引取税	15,447,320 円	11,831,576 円
自動車税	388,068,031 円	452,913,658 円
軽油引取税（旧法による税）	6,931,891 円	6,303,677 円
延滞金	388,242,742 円	502,180,890 円
過少申告加算金	1,204,931 円	1,331,300 円
不申告加算金	2,160,519 円	2,754,143 円
重加算金	138,187,114 円	150,762,672 円

注 1 個人県民税の前回監査時における長期未納の額については、市町からの払込金の年度区分に誤りがあり、平成 22 年 12 月に 3,921,542,125 円を 4,031,883,428 円に更正しているため、当該更正後の額を記載している。

注 2 軽油引取税は、平成 21 年 4 月 1 日付けで普通税へ変更になったため、平成 21 年 3 月 31 日までの目的税に係るものを「旧法による税」として表示している。

イ 委託契約における検査職員の指定について

次の委託契約において、検査職員の指定を文書で行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。（西部県税事務所）

契約名	平成 23 年度自動車取得税（軽自動車分）申告書受付業務委託契約
根拠	支出マニュアル(平成 20 年 10 月会計管理部審査指導課) 第 7 3(2)

ウ 委託契約における設計金額の算出について

次の委託契約において、業務に従事する者の勤務日数を誤って積算を行うなど、設計金額の算出に一部誤りがあった。適正な事務処理に努められたい。(西部県税事務所)

- ・平成23年度自動車取得税(軽自動車分)申告書受付業務委託契約

5 東部県税事務所

(1) 監査の概要

機関の概要

- ・主な業務 県税の窓口領収・納税証明に関すること、申告書や届出の受付に関すること、滞納となった県税の領収に関すること など
- ・所在地、所管区域(所管区域は、業務により異なる場合がある。)

事務所名等	所在地	所管区域
東部県税事務所	福山市三吉町一丁目1番1号	三原市,尾道市,福山市,府中市,世羅郡,神石郡
東部県税事務所尾道分室	尾道市古浜町26番12号	

- ・組織体制(人数は、平成23年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

事務所名等	人数	課等の数	課名等
東部県税事務所	68人	4課2班	特別滞納整理班,個人住民税特別対策班,税務管理課,滞納整理課,課税第一課,課税第二課
東部県税事務所尾道分室	11人	2班	納税班,滞納整理班

(2) 監査の結果

【指摘事項】

長期未納(滞納繰越分)について

次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。(東部県税事務所)

区分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成22年10月]
個人県民税	1,395,506,256円	1,402,784,945円
法人県民税	28,058,963円	30,715,222円
個人事業税	56,575,225円	61,949,376円
法人事業税	98,027,126円	115,238,238円
不動産取得税	73,429,886円	98,164,642円
自動車税	145,477,705円	173,508,604円
延滞金	167,078,113円	206,479,439円
過少申告加算金	1,642,991円	1,507,991円
不申告加算金	544,138円	1,254,397円
重加算金	38,993,533円	51,349,769円

6 北部県税事務所

(1) 監査の概要

機関の概要

- ・主な業務 県税の窓口領収・納税証明に関すること，申告書や届出の受付に関すること，滞納となった県税の領収に関すること など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
北部県税事務所	三次市十日市東四丁目6番1号	三次市，庄原市

- ・組織体制（人数は，平成23年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
北部県税事務所	21人	2課	収納管理課，課税課

(2) 監査の結果

【指摘事項】

長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を講じるなどの徴収促進と発生 of 未然防止に努められたい。（北部県税事務所）

区分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成22年11月]
個人県民税	100,721,375円	97,391,293円
法人県民税	2,820,918円	2,394,116円
個人事業税	3,736,242円	5,339,760円
法人事業税	745,334円	994,100円
不動産取得税	61,240,340円	71,803,894円
自動車税	31,951,840円	41,093,270円
延滞金	31,336,113円	20,861,373円
不申告加算金	73,200円	75,900円
重加算金	787,051円	1,533,257円

7 西部厚生環境事務所・西部保健所

(1) 監査の概要

ア 機関の概要

- ・主な業務 地域医療・疾病予防に関すること，食品衛生・薬事に関すること，環境保全・廃棄物対策に関すること など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部厚生環境事務所・ 西部保健所	廿日市市桜尾二丁目2番68号	広島市，呉市，大竹市， 廿日市市，安芸高田市， 江田島市，安芸郡， 山県郡
西部厚生環境事務所広島支所・ 西部保健所広島支所	広島市中区基町10番52号	
西部厚生環境事務所呉支所・ 西部保健所呉支所	呉市西中央一丁目3番25号	

・組織体制（人数は、平成23年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
西部厚生環境事務所・西部保健所	76人	6課	厚生課，福祉課，保健課，生活衛生課，環境管理課，試験検査課
西部厚生環境事務所広島支所・西部保健所広島支所	49人	2課	厚生保健課，衛生環境課
西部厚生環境事務所呉支所・西部保健所呉支所	21人	2課	厚生保健課，衛生環境課

イ 地方事務所重点監査項目

・県に事務局を置く任意団体の事務処理について

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生 of 未然防止に努められたい。

（西部厚生環境事務所・西部保健所）（支所分を除く。）

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成22年11月]
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	3人 786,780円	3人 863,890円
生活保護費に係る戻入金・返還金	82人 27,677,144円	63人 23,140,243円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	65人 18,024,787円	68人 19,104,201円
母子福祉資金に係る違約金及び延納利息	3人 22,125円	3人 22,125円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	3人 354,654円	3人 309,572円
寡婦福祉資金に係る違約金及び延納利息	1人 600円	1人 600円
特別障害者手当に係る戻入金・返還金	1人 92,200円	2人 271,320円

（西部厚生環境事務所広島支所・西部保健所広島支所）

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成22年11月]
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	9人 3,923,450円	9人 4,126,450円
生活保護費に係る戻入金・返還金	101人 27,578,947円	103人 28,670,841円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	107人 21,510,662円	73人 19,269,240円
母子福祉資金に係る違約金及び延納利息	14人 714,700円	14人 978,100円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	4人 71,200円	0人 0円
寡婦福祉資金に係る違約金及び延納利息	1人 47,500円	0人 0円
母子福祉資金に係る戻入金	1人 155,000円	1人 185,000円

(西部厚生環境事務所呉支所・西部保健所呉支所)

区 分	長期末納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成22年10月]
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	15人 5,825,176円	16人 6,196,576円
生活保護費に係る戻入金・返還金	26人 7,921,902円	41人 19,150,612円
福祉手当に係る戻入金・返還金	1人 516,910円	1人 565,130円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	142人 43,682,473円	151人 43,216,361円
母子福祉資金に係る違約金及び延納利息	4人 193,205円	7人 196,805円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	6人 3,615,084円	7人 3,515,827円
母子福祉資金に係る戻入金	8人 1,031,500円	7人 927,500円
母子福祉資金に係る貸付金返還金	1人 88,000円	2人 138,000円

イ 委託契約における事務処理について

次の委託契約の事務処理において、設計金額を算出するための参考見積書を1者からしか徴取していなかった。また、予定価格調書の日付を、誤って設計金額を定めるより前の日付としていた。適正な事務処理に努められたい。(西部厚生環境事務所・西部保健所)

契約名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品等の収去検査に用いる高度な検査機器の定期点検委託 (ガスクロマトグラフ)(平成22年度) ・ 食品等の収去検査に用いる高度な検査機器の定期点検委託 (原子吸光分光光度計)(平成22年度) ・ 食品等の収去検査に用いる高度な検査機器の定期点検委託 (分析天秤及び上皿天秤)(平成22年度) ・ 食品等の収去検査に用いる高度な検査機器の定期点検委託 (ガスクロマトグラフ)(平成22年度) ・ 食品等の収去検査に用いる高度な検査機器の定期点検委託 (ガスクロマトグラフ質量分析計)(平成22年度) ・ 食品等の収去検査に用いる高度な検査機器の定期点検委託 (高速液体クロマトグラフ)(平成22年度)
根拠	<p>広島県契約規則第18条, 第19条及び第31条 委託・役務業務契約事務の手引き(第2版)3(3)(平成22年4月1日)</p>

ウ 物品の管理について

備品の管理において、標識(備品ラベル)が付されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。(西部厚生環境事務所呉支所・西部保健所呉支所)

備品	冷蔵庫
根拠	広島県物品管理規則第44条

【意見】

随意契約における見積書について

随意契約の締結に際して業者から徴する見積書について、日付のない見積書を用いて契約を締結しているものがあった。

見積書の有効性の観点から、日付が適正に記載された見積書を徴取して契約事務を行う必要がある。(西部厚生環境事務所・西部保健所)

(3) 所管する任意団体の事務処理に係る監査結果について〔第3 参考資料 参照〕

重点監査を実施した任意団体の事務処理について、次のとおり不適正な事例が見受けられた。当該団体に対して、適正な事務処理を行うよう指導されたい。

ア 財務関係規程等の整備について

金銭の出納に関する手続・処理方法などを定めた財務関係規程及び意思決定の手続などを定めた決裁関係規程が整備されていない任意団体があった。

これら基本的事項を定めた財務関係規程等を整備し、適正な事務処理に努められたい。

所管する機関	任意団体
西部厚生環境事務所・西部保健所	西部地域保健対策協議会
西部厚生環境事務所呉支所・西部保健所呉支所	呉地域保健対策協議会

イ 支出事務における事後の確認について

支出の手続を行った際に、現にその支出が適正に行われたかどうかの確認について、書面により記録されていない任意団体があった。

支出調書等に証拠書類の写しを添付した上で、担当者以外の者が支出の事実について確認印を押印するなど、適正な事務処理に努められたい。

所管する機関	任意団体
西部厚生環境事務所・西部保健所	西部地域保健対策協議会
西部厚生環境事務所広島支所・西部保健所広島支所	海田地域保健対策協議会
西部厚生環境事務所呉支所・西部保健所呉支所	呉地域保健対策協議会

ウ 預貯金通帳と届出印の管理について

預貯金通帳及びその届出印を同一人物や同一場所により管理している任意団体があった。

預貯金通帳及びその届出印の管理者を別人物とし、それぞれ鍵の掛かる別の場所に保管し、内部けん制機能を発揮させるなど、適正な事務処理に努められたい。

所管する機関	任意団体
西部厚生環境事務所・西部保健所	西部地域保健対策協議会
西部厚生環境事務所呉支所・西部保健所呉支所	呉地域保健対策協議会

8 西部東厚生環境事務所・西部東保健所

(1) 監査の概要

ア 機関の概要

- ・主な業務 地域医療・疾病予防に関すること，食品衛生・薬事に関すること，環境保全・廃棄物対策に関すること など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部東厚生環境事務所・西部東保健所	東広島市西条昭和町 13 番 10 号	竹原市，東広島市，豊田郡

- ・組織体制（人数は、平成23年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
西部東厚生環境事務所・西部東保健所	47人	4課	厚生課，保健課，生活衛生課，環境管理課

イ 地方事務所重点監査項目

- ・県に事務局を置く任意団体の事務処理について

(2) 監査の結果

【指摘事項】

長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。（西部東厚生環境事務所・西部東保健所）

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]		参考 前回監査時 [平成22年10月]	
未熟児養育医療費負担金	4人	71,491円	7人	132,571円
生活保護費に係る戻入金・返還金	4人	744,865円	4人	853,865円
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	8人	1,242,880円	9人	3,726,200円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	63人	16,532,987円	70人	17,395,367円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	4人	2,431,296円	4人	2,561,331円
母子福祉資金に係る戻入金	3人	199,000円	3人	200,000円

(3) 所管する任意団体の事務処理に係る監査結果について〔第3 参考資料 参照〕

重点監査を実施した任意団体の事務処理について、次のとおり不適正な事例が見受けられた。当該団体に対して、適正な事務処理を行うよう指導されたい。

ア 財務関係規程等の整備について

金銭の出納に関する手続・処理方法などを定めた財務関係規程及び意思決定の手続などを定めた決裁関係規程が整備されていない任意団体があつた。

これら基本的事項を定めた財務関係規程等を整備し、適正な事務処理に努められたい。

所管する機関	任意団体
西部東厚生環境事務所・西部東保健所	広島中央地域保健対策協議会

イ 支出事務における事後の確認について

支出の手続を行った際に、現にその支出が適正に行われたかどうかの確認について、書面により記録されていない任意団体があつた。

支出調書等に証拠書類の写しを添付した上で、担当者以外の者が支出の事実について確認印を押印するなど、適正な事務処理に努められたい。

所管する機関	任意団体
西部東厚生環境事務所・西部東保健所	広島中央地域保健対策協議会

9 東部厚生環境事務所・東部保健所

(1) 監査の概要

ア 機関の概要

- ・主な業務 地域医療・疾病予防に関すること，食品衛生・薬事に関すること，環境保全・廃棄物対策に関すること など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
東部厚生環境事務所・ 東部保健所	尾道市古浜町 26 番 12 号	三原市，尾道市，福山市， 府中市，世羅郡，神石郡
東部厚生環境事務所福山支所・ 東部保健所福山支所	福山市三吉町一丁目 1 番 1 号	

- ・組織体制（人数は，平成 23 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
東部厚生環境事務所・ 東部保健所	59 人	4 課	厚生課，保健課，生活衛生課， 環境管理課
東部厚生環境事務所福山支所・ 東部保健所福山支所	50 人	3 課	厚生保健課，衛生環境課，試験検査課

イ 地方事務所重点監査項目

- ・県に事務局を置く任意団体の事務処理について

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

（東部厚生環境事務所・東部保健所）（支所分を除く。）

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成 22 年 10 月]
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	8 人 2,567,110 円	9 人 2,626,110 円
生活保護費に係る戻入金・返還金	12 人 3,878,152 円	11 人 4,122,352 円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	167 人 52,175,746 円	173 人 51,118,211 円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	6 人 4,318,177 円	7 人 4,405,709 円
母子福祉資金に係る違約金及び延納利息	34 人 1,136,023 円	37 人 1,237,323 円
寡婦福祉資金に係る違約金及び延納利息	1 人 60,047 円	1 人 60,047 円
母子福祉資金に係る戻入金	3 人 179,000 円	1 人 36,000 円
未熟児養育医療費負担金	3 人 94,965 円	3 人 104,965 円
廃棄物処理に係る行政代執行弁償金	2 人 1,428,581 円	2 人 1,548,581 円

(東部厚生環境事務所福山支所・東部保健所福山支所)

区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成22年10月]
生活保護費に係る戻入金・返還金	13人 6,285,832円	14人 6,615,332円
児童扶養手当に係る戻入金・返還金	20人 4,993,940円	20人 5,303,940円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	37人 9,725,669円	37人 9,533,067円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	1人 83,160円	1人 98,950円
母子福祉資金に係る違約金及び延納利息	10人 635,585円	10人 649,085円

イ 補助金における支出事務について

次の補助金において、検査職員が指定されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

(東部厚生環境事務所・東部保健所)

補助金名	結核予防費補助金 (平成 22 年度)	
根 拠	支出マニュアル (平成 20 年 10 月会計管理部審査指導課)	第 3 の 14

ウ 旅費について〔第3 参考資料 参照〕

任意団体の事務に従事する県職員に当該団体から支給された旅費について、県費から重複して支給されていたものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

・支給額 1人 350円

所管する機関	任意団体
東部厚生環境事務所福山支所・東部保健所福山支所	福山・府中地域保健対策協議会

(3) 所管する任意団体の事務処理に係る監査結果について〔第3 参考資料 参照〕

重点監査を実施した任意団体の事務処理について、次のとおり不適正な事例が見受けられた。当該団体に対して、適正な事務処理を行うよう指導されたい。

ア 支出事務における事後の確認について

支出の手続を行った際に、現にその支出が適正に行われたかどうかの確認について、書面により記録されていない任意団体があつた。

支出調書等に証拠書類の写しを添付した上で、担当者以外の者が支出の事実について確認印を押印するなど、適正な事務処理に努められたい。

所管する機関	任意団体
東部厚生環境事務所福山支所・東部保健所福山支所	福山・府中地域保健対策協議会

イ 預貯金通帳と届出印の管理について

預貯金通帳及びその届出印を同一人物や同一場所により管理している任意団体があつた。

預貯金通帳及びその届出印の管理者を別人物とし、それぞれ鍵の掛かる別の場所に保管し、内部けん制機能を発揮させるなど、適正な事務処理に努められたい。

所管する機関	任意団体
東部厚生環境事務所・東部保健所	尾三地域保健対策協議会

10 北部厚生環境事務所・北部保健所

(1) 監査の概要

ア 機関の概要

- ・主な業務 地域医療・疾病予防に関すること，食品衛生・薬事に関すること，環境保全・廃棄物対策に関すること など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
北部厚生環境事務所・北部保健所	三次市十日市東四丁目6番1号	三次市，庄原市

- ・組織体制（人数は，平成23年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
北部厚生環境事務所・北部保健所	43人	4課	厚生課，保健課，生活衛生課，環境管理課

イ 地方事務所重点監査項目

- ・県に事務局を置く任意団体の事務処理について

(2) 監査の結果

【指摘事項】

長期末納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期末納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を講じるなどの徴収促進と発生 of 未然防止に努められたい。（北部厚生環境事務所・北部保健所）

区分	長期末納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成22年11月]
児童扶養手当に係る戻入金及び返還金	5人 2,325,200円	7人 2,971,000円
生活保護費に係る戻入金及び返還金	4人 1,796,997円	5人 1,922,997円
母子福祉資金に係る貸付金元利収入	40人 12,732,055円	44人 15,084,618円
母子福祉資金に係る違約金及び延納利息	18人 1,898,480円	19人 1,996,480円
寡婦福祉資金に係る貸付金元利収入	3人 944,174円	3人 946,055円
寡婦福祉資金に係る違約金及び延納利息	2人 204,900円	3人 254,300円
特別障害者手当に係る戻入金及び返還金	1人 52,760円	1人 55,760円

(3) 所管する任意団体の事務処理に係る監査結果について〔第3 参考資料 参照〕

重点監査を実施した任意団体の事務処理について，次のとおり不適正な事例が見受けられた。当該団体に対して，適正な事務処理を行うよう指導されたい。

ア 財務関係規程等の整備について

金銭の出納に関する手続・処理方法などを定めた財務関係規程及び意思決定の手続などを定めた決裁関係規程が整備されていない任意団体があつた。

これら基本的事項を定めた財務関係規程等を整備し，適正な事務処理に努められたい。

所管する機関	任意団体
北部厚生環境事務所・北部保健所	備北地域保健対策協議会

イ 支出事務における事後の確認について

支出の手続を行った際に、現にその支出が適正に行われたかどうかの確認について、書面により記録されていない任意団体があった。

支出調書等に証拠書類の写しを添付した上で、担当者以外の者が支出の事実について確認印を押印するなど、適正な事務処理に努められたい。

所管する機関	任意団体
北部厚生環境事務所・北部保健所	備北地域保健対策協議会

ウ 預貯金通帳の管理について

預貯金通帳について、施錠できない事務機の引出しに保管している任意団体があった。

預貯金通帳及びその届出印の管理者を別人物とし、それぞれ鍵の掛かる別の場所に保管し、内部けん制機能を発揮させるなど、適正な事務処理に努められたい。

所管する機関	任意団体
北部厚生環境事務所・北部保健所	備北地域保健対策協議会

11 西部農林水産事務所

(1) 監査の概要

機関の概要

- ・主な業務 農林水産業の振興に関すること，農道・林道などの整備に関すること，保安林の管理・民有林の開発規制に関すること など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部農林水産事務所	広島市中区基町 10 番 52 号	広島市，呉市，竹原市，大竹市，東広島市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，安芸郡，山県郡，豊田郡
西部農林水産事務所 呉農林事業所	呉市西中央一丁目 3 番 25 号	
西部農林水産事務所 東広島農林事業所	東広島市西条昭和町 13 番 10 号	

- ・組織体制（人数は，平成 23 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
西部農林水産事務所	110 人	8 課	農村振興課，水産課，水産第二課，農村整備第一課，農村整備第二課，林務第一課，林務第二課，林務第三課
西部農林水産事務所 呉農林事業所	42 人	4 課	農村振興課，農村整備課，沖美農業水利改良課，林務課
西部農林水産事務所 東広島農林事業所	39 人	3 課	農村振興課，農村整備課，林務課

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生 of 未然防止に努められたい。

(西部農林水産事務所)(事業所分を除く。)

区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成 22 年 11 月]
行政代執行弁償金	2人 57,294,514円	2人 57,294,514円
工事請負契約に係る違約金	1人 286,650円	1人 286,650円
工事請負契約の前払金返還に係る 延納利息	1人 79,058円	2人 190,094円

(西部農林水産事務所東広島農林事業所)

区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成22年10月]
平成21年災害に係る応急措置等求償金	1人 41,610,450円	1人 41,610,450円
平成21年度災害に係る復旧工事求償金	1人 32,522,700円	0人 0円

イ 委託契約における事務処理について

次の委託契約において、受託者が配置すべき管理技術者及び照査技術者に係る資格要件が示されていない。適正な事務処理に努められたい。(西部農林水産事務所)

契約名	自作農財産に係る測量及び分筆登記等業務(平成23年度) 治山事業測量設計業務(No.108)(平成22年度)
根拠	建設コンサルタント業務等の委託に係る管理技術者及び照査技術者の資格要件の改正について(平成18年12月27日付け農林水産部農林整備管理室長通知)4 管理技術者及び照査技術者の選任手続き

12 東部農林水産事務所

(1) 監査の概要

機関の概要

- ・主な業務 農林水産業の振興に関する事、農道・林道などの整備に関する事、保安林の管理に関する事 など
- ・所在地, 所管区域(所管区域は, 業務により異なる場合がある。)

事務所名等	所在地	所管区域
東部農林水産事務所	福山市三吉町一丁目1番1号	福山市, 府中市, 神石郡
東部農林水産事務所 尾道農林事業所	尾道市古浜町26番12号	三原市, 尾道市, 世羅郡

- ・組織体制(人数は平成23年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計)

事務所名等	人数	課等の数	課名等
東部農林水産事務所	59人	4課 1事務所	農村振興課, 水産課, 農村整備課, 林務課, 三川ダム管理事務所
東部農林水産事務所 尾道農林事業所	51人	4課	農村振興課, 農村整備課, 重井・三河農業水利改良課, 林務課

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

13 北部農林水産事務所

(1) 監査の概要

機関の概要

- ・主な業務 農林水産業の振興に関する事、農道・林道などの整備に関する事、保安林の管理・民有林の開発規制に関する事 など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
北部農林水産事務所	庄原市東本町一丁目4番1号	三次市，庄原市

- ・組織体制（人数は，平成23年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
北部農林水産事務所	78人	5課	農村振興課，農村整備第一課，農村整備第二課，林務第一課，林務第二課

(2) 監査の結果

【指摘事項】

長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。（北部農林水産事務所）

区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成22年11月]
工事請負契約の前払金返還に係る延納利息	1人 154,501円	1人 154,501円

14 西部建設事務所

(1) 監査の概要

機関の概要

- ・主な業務 道路・河川などの整備に関する事，道路・河川などの維持管理に関する事，公共用地の取得に関する事 など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部建設事務所	広島市南区比治山本町16番12号	広島市，呉市，竹原市，大竹市，東広島市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，安芸郡，山県郡，豊田郡
西部建設事務所呉支所	呉市西中央一丁目3番25号	
西部建設事務所廿日市支所	廿日市市桜尾本町11番1号	
西部建設事務所安芸太田支所	山県郡安芸太田町加計3087番地	
西部建設事務所東広島支所	東広島市西条昭和町13番10号	

・組織体制（人数は、平成23年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
西部建設事務所	156人	11課1班 1事務所	事業調整特別班,建設総務課,建設業課,用地第一課,用地第二課,管理課,維持第一課,維持第二課,工務第一課,工務第二課,建築課,東部連続立体交差事業課,魚切ダム管理事務所
西部建設事務所呉支所	56人	5課1班 1事務所	事業調整特別班,管理課,用地課,維持課,工務第一課,工務第二課,野呂川ダム管理事務所
西部建設事務所廿日市支所	38人	2課1班	事業調整特別班,管理用地課,土木課
西部建設事務所安芸太田支所	50人	3課1班	事業調整特別班,建設総務課,管理用地課,土木課
西部建設事務所東広島支所	81人	5課1班 3事務所	事業調整特別班,管理課,用地課,維持課,工務第一課,工務第二課,棕梨ダム管理事務所,福富ダム管理事務所,仁賀ダム管理事務所

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。

（西部建設事務所）（支所分を除く。）

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成22年10月]
工事契約解除に伴う違約金・延納利息	3人 801,553円	3人 801,553円
道路使用料	4人 355,517円	5人 429,407円
河川使用料	10人 630,280円	20人 978,623円
海岸使用料	1人 906,870円	1人 715,950円
公有水面使用料	2人 75,860円	2人 75,860円
行政代執行弁償金（道路,港湾）	1人 12,710,531円	1人 12,710,531円
行政代執行弁償金（河川）	1人 241,500円	1人 241,500円

（西部建設事務所呉支所）

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成22年10月]
漁港使用料	2人 324,000円	1人 143,760円
公有水面使用料	4人 258,000円	3人 232,760円
海岸使用料	1人 8,640円	1人 4,320円

（西部建設事務所廿日市支所）

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成22年11月]
河川使用料	1人 2,010円	3人 6,768円
砂防設備使用料	1人 7,225円	1人 5,153円

(西部建設事務所東広島支所)

区 分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]		参考 前回監査時 [平成22年10月]	
道路使用料	1人	87,530円	1人	87,530円
河川使用料	2人	3,510円	1人	1,890円
公有水面使用料	1人	15,480円	1人	15,480円
道路事故応急処理費求償金	1人	31,500円	0人	0円

【意見】

ア 不法占用の解消及び未然防止への取組について

県が管理する財産の不法占有については、これまで、その解消に向け、組織を挙げて早急に取り組みよう意見を行ってきたところである。

監査日現在の不法占有物件は120件と、前回意見を行った平成20年度における144件に比べると、24件減少しているが、依然として不法占有の状態が長期化・常態化した物件が数多く残ったままとなっている。

財産の適正管理、県民負担の公平性確保の観点から、不法占有の状態をこれ以上長期化させることのないよう、不法占有の解消に向けて、これまで以上に取組を強化するとともに、新たな不法占有の未然防止に努める必要がある。(西部建設事務所)

事務所名	区 分	件 数 (H23 監査時点)	件 数 (H20 監査時点)	増 減
本所	河 川	30	30	0
	公有水面	1	1	0
呉支所	河 川	67	84	17
	港 湾	0	1	1
廿日市支所	河 川	1	2	1
安芸太田支所	道 路	0	1	1
東広島支所	河 川	21	25	4
計	河 川	119	141	22
	道 路	0	1	1
	公有水面	1	1	0
	港 湾	0	1	1
	計	120	144	24

イ 交付金に係る事務処理について

次の交付金に係る事務処理において、交付金に不用が生じることが判明した際、出納整理期間後であるにもかかわらず、変更交付決定手続を行っていた。

出納整理期間後に交付金の交付額等に変更があった場合は、実績報告の修正による支出の戻入手続を行う必要がある。(西部建設事務所安芸太田支所)

- ・土木建築公共事業委譲交付金(平成22年度)

15 東部建設事務所

(1) 監査の概要

機関の概要

- ・主な業務 道路・河川などの整備に関すること，道路・河川などの維持管理に関すること，公共用地の取得に関すること など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
東部建設事務所	福山市三吉町一丁目1番1号	三原市，尾道市，福山市， 府中市，世羅郡，神石郡
東部建設事務所三原支所	三原市円一町二丁目4番1号	

- ・組織体制（人数は，平成23年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課等の数	課名等
東部建設事務所	118人	9課1班	事業調整特別班，管理課，用地第一課， 用地第二課，維持課，工務第一課，工務第 二課，港湾課，建築課，福山幹線道路建設 事業課
東部建設事務所三原支所	94人	7課1班	事業調整特別班，建設総務課，管理課， 用地課，維持課，工務第一課，工務第二 課，野間川ダム建設事業課

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生 of 未然防止に努められたい。

（東部建設事務所）（支所分を除く。）

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成22年10月]
道路使用料	4人 1,039,600円	6人 1,310,110円
河川使用料	4人 238,220円	4人 365,910円
住宅使用料	250人 33,576,636円	261人 35,655,875円
駐車場使用料	125人 2,522,812円	128人 2,887,007円
港湾施設使用料	9人 10,391,183円	7人 9,493,260円

（東部建設事務所三原支所）

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成22年10月]
道路事業に係る行政代執行弁償金	1人 164,215円	1人 164,215円
公有水面使用料	2人 322,900円	0人 0円
海岸使用料	1人 2,160円	0人 0円

イ 委託契約における事務処理について

委託契約において，次のとおり不適正な事務処理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

(東部建設事務所)

契約名	内 容
二級河川手城川水系手城川排水機場外特定構造物改築事業に伴う長寿命化計画策定業務 (平成 22 年度)	再委託に係る承認を書面で行っていなかった。
主要地方道福山沼隈線道路改良事業に伴う環境調査業務 (平成 22 年度)	受注者からの完成通知書が提出された後に変更契約が締結されていた。

(東部建設事務所三原支所)

契約名	内 容
山田川ダム諸量処理設備・テレメータ等保守点検業務 (平成 23～24 年度)	業務遂行が可能な者は 1 者であるとして随意契約を締結していたが、受託者から提出された下請負承認願によって、業務の主体的部分の再委託を承認していた。

ウ 郵便切手類出納簿の管理について

郵便切手類の払出において、物品管理職員が決裁し行うべきところ、物品管理職員の決裁が行われていなかった。適正な管理に努められたい。(東部建設事務所三原支所)

・根拠 広島県物品管理規則第 23 条及び第 41 条

エ 物品の管理について

備品の管理において、標識 (備品ラベル) が付されていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。(東部建設事務所三原支所)

備 品	・骨材試験機 (N R 型記録式) ・トランシット (T 22 富士製)
根 拠	広島県物品管理規則第 44 条

【 意 見 】

不法占用の解消及び未然防止への取組について

県が管理する財産の不法占有については、これまで、その解消に向け、組織を挙げて早急に取り組むよう意見を行ってきたところである。

監査日現在の不法占有物件は 205 件と、前回意見を行った平成 20 年度における 211 件に比べると、6 件減少しているが、依然として不法占有の状態が長期化・常態化した物件が数多く残ったままとなっている。

財産の適正管理、県民負担の公平性確保の観点から、不法占有の状態をこれ以上長期化させることのないよう、不法占有の解消に向けて、これまで以上に取組を強化するとともに、新たな不法占有の未然防止に努める必要がある。(東部建設事務所)

事務所名	区 分	件数 (H23 監査時点)	件数 (H20 監査時点)	増減
本所	河 川	191	201	10
	港 湾	5	0	5
三原支所	河 川	3	3	0
	公有水面	2	2	0
	港 湾	4	5	1
計	河 川	194	204	10
	公有水面	2	2	0
	港 湾	9	5	4
	計	205	211	6

16 北部建設事務所

(1) 監査の概要

機関の概要

- ・主な業務 道路・河川などの整備に関すること、道路・河川などの維持管理に関すること、公共用地の取得に関すること など
- ・所在地，所管区域（所管区域は，業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所 在 地	所 管 区 域
北部建設事務所	三次市十日市東四丁目6番1号	三次市，庄原市
北部建設事務所庄原支所	庄原市東本町一丁目4番1号	

- ・組織体制（人数は平成23年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課 名 等
北部建設事務所	45人	5課	管理課，用地課，維持課，工務課，建築課
北部建設事務所庄原支所	50人	3課，1班，1チーム	事業調整特別班，管理用地課，土木課，庄原ダム建設事業課，災害復旧チーム

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を講じるなどの徴収促進と発生の未然防止に努められたい。（北部建設事務所）

区 分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前回監査時 [平成22年11月]
住宅使用料	19人 2,007,510円	24人 2,377,907円
駐車場使用料	6人 263,578円	10人 302,678円

イ 委託契約における事務処理について

次の委託契約において，契約書に定められた受託者からの届出がなされていなかった。適正な事務処理に努められたい。（北部建設事務所）

- ・河川管理施設委託契約（平成22年度）

監査の結果等参考資料

資料番号	1
------	---

重点 監査項目	県に事務局を置く任意団体の事務処理について
監査の趣旨	県に事務局を置く任意団体の運営において、負担金、補助金及び交付金（以下「負担金等」という。）が適正かつ有効に処理されているかなどの実態について監査を実施した。
監査対象機関	平成 22 年度に県が負担金等を交付した任意団体のうち、県の庁舎（地方機関を含む。）に事務局が設置され、県職員が事務局の事務に従事している任意団体及び当該任意団体を所管する部局 本庁に事務局を置く任意団体に関する監査結果は、平成 23 年 10 月 31 日決定分として公表済み。
監査の結果等	<p>1 監査の概要</p> <p>(1) 任意団体の現状等</p> <p>県の庁舎内には、実行委員会や協議会など様々な任意団体が設置されており、県が負担金等を交付している団体や県職員が事務局職員を兼ねている団体が存在している。</p> <p>平成 17 年度にテーマ監査（「県が負担金等を交付している任意団体について」）を実施したところ、132 団体（地方機関を含む。）が存在していたが、その後、県において、任意団体に対する県の関与の在り方等の見直しを行ったことなどにより、平成 22 年度末現在では、70 団体となっている。</p> <p>また、この見直しと併せて、任意団体を所管する部局においては、任意団体の財務、経理事務等に係る自主点検を実施するよう指導が行われたところである。</p> <p>しかしながら、近年、他県等において、所管する任意団体の経理事務担当者が団体の預金等を着服する事件等が発生していることや、テーマ監査を実施してから 6 年経過したことなどを踏まえ、今年度、任意団体の負担金等の事務が適正かつ有効に処理されているかなどについて監査を実施したものである。</p> <p>(2) 監査の実施方法</p> <p>ア 事前調査</p> <p>監査対象機関に該当する任意団体に係る負担金等の実態調査を行った。（関係資料 1 参照）</p> <p>イ 実地監査</p> <p>アの実態調査に基づき、監査対象機関となる任意団体 29 団体¹のうち、8 団体について実地監査を行った。（関係資料 2 参照）</p> <p>1 29 団体は地方機関庁舎内に事務局を置く任意団体数（全体では 70 団体）</p> <p>(ア) 選定方法</p> <p>負担金等の交付額が 50 万円を超える任意団体又は収入総額が 100 万円を超える任意団体を選定した。</p> <p>(イ) 実地監査の項目</p> <p>任意団体の負担金等の事務が適正に行われているかについて監査を行った。</p> <p>ウ 実施時期</p> <p>平成 23 年 10 月から 11 月</p>

2 監査の結果

【指摘事項】

ア 財務関係規程等の整備について

金銭の出納に関する手続・処理方法などを定めた財務関係規程及び意思決定の手続などを定めた決裁関係規程が整備されていない任意団体があった。

これら基本的事項を定めた財務関係規程等を整備し、適正な事務処理に努められたい。

所管する機関	任意団体
西部厚生環境事務所・西部保健所	西部地域保健対策協議会
西部厚生環境事務所呉支所・西部保健所呉支所	呉地域保健対策協議会
西部東厚生環境事務所・西部東保健所	広島中央地域保健対策協議会
北部厚生環境事務所・北部保健所	備北地域保健対策協議会

イ 支出事務における事後の確認について

支出の手続を行った際に、現にその支出が適正に行われたかどうかの確認について、書面により記録されていない任意団体があった。

支出調書等に証拠書類の写しを添付した上で、担当者以外の者が支出の事実について確認印を押印するなど、適正な事務処理に努められたい。

所管する機関	任意団体
西部厚生環境事務所・西部保健所	西部地域保健対策協議会
西部厚生環境事務所広島支所・西部保健所広島支所	海田地域保健対策協議会
西部厚生環境事務所呉支所・西部保健所呉支所	呉地域保健対策協議会
西部東厚生環境事務所・西部東保健所	広島中央地域保健対策協議会
東部厚生環境事務所福山支所・東部保健所福山支所	福山・府中地域保健対策協議会
北部厚生環境事務所・北部保健所	備北地域保健対策協議会

ウ 預貯金通帳と届出印の管理について

預貯金通帳について、施錠できない事務機の引出しに保管している任意団体があった。

また、預貯金通帳及びその届出印を同一人物や同一場所により管理している任意団体があった。

預貯金通帳及びその届出印の管理者を別人物とし、それぞれ鍵の掛かる別の場所に保管し、内部けん制機能を発揮させるなど、適正な事務処理に努められたい。

(ア) 施錠できない場所に保管していた任意団体

< 預貯金通帳 >

所管する機関	任意団体
北部厚生環境事務所・北部保健所	備北地域保健対策協議会

(イ) 同一人物（同一場所）で管理している任意団体

所管する機関	任意団体
西部厚生環境事務所・西部保健所	西部地域保健対策協議会
西部厚生環境事務所呉支所・西部保健所呉支所	呉地域保健対策協議会
東部厚生環境事務所・東部保健所	尾三地域保健対策協議会

エ 旅費について

任意団体の事務に従事する県職員に当該団体から支給された旅費について、県費から重複して支給されていたものがあった。適正な事務処理に努められたい。

・支給額 1人 350円

所管する機関	任意団体
東部厚生環境事務所福山支所・東部保健所福山支所	福山・府中地域保健対策協議会

(関係資料1) 任意団体の団体数(部局別, 交付額による内訳)【全体】

区 分	監査対象任意団体数A (平成22年度)			県から交付された負担金等の額により区分した任意団体数								平成17年度 7-2監査時 の団体数B	
	計	うち 本庁	うち 地方 機関	計	50万円以下	50万円超から 100万円以下	100万円超から 500万円以下	500万円超から 1,000万円以下	1,000万円超から 2,000万円以下	2,000万円超から 3,000万円以下	3,000万円超から 4,000万円以下	増減数 A B	
知事部局	会計管理部	0	0	0	0							0	0
	危機管理監	2	2	0	2	1		1				2	0
	総務局	0	0	0	0							6	6
	地域政策局	3	3	0	3	1		1	1			8	5
	環境県民局	13	7	6	13	3	1	4	3	1	1	21	8
	健康福祉局	14	5	9	14	3	8		1	2		21	7
	商工労働局	11	10	1	11	3	2	5	1			13	2
	農林水産局	1	1	0	1				1			2	1
	土木局	7	7	0	7	4		2				8	1
	都市局	1	1	0	1	1						0	1
小計	52	36	16	52	16	11	12	7	4	1	1	81	29
企業局	0	0	0	0								0	0
病院事業局	0	0	0	0								1	1
県議会	1	1	0	1	1							1	0
教育委員会	15	2	13	15	12	1	2					46	31
警察本部	0	0	0	0								0	0
監査委員事務局	1	1	0	1	1							1	0
人事委員会事務局	1	1	0	1	1							2	1
労働委員会事務局	0	0	0	0								0	0
小計	18	5	13	18	15	1	2	0	0	0	0	51	33
計	70	41	29	70	31	12	14	7	4	1	1	132	62
(構成比)				100.0%	44.3%	17.1%	20.0%	10.0%	5.7%	1.4%	1.4%		

地方機関における任意団体の団体数及び実地監査数

区 分	監査対象任意団体数 (平成22年度)		県から交付された負担金等の額により区分した任意団体数(合同庁舎分)							
	地方機関	うち 実地監査数 (合同庁舎)	負担金50万円以下		50万円超から 100万円以下	100万円超から 500万円以下	500万円超から 1,000万円以下	1,000万円超から 2,000万円以下	2,000万円超から 3,000万円以下	3,000万円超から 4,000万円以下
知事部局	会計管理部	0	0							
	危機管理監	0	0							
	総務局	0	0							
	地域政策局	0	0							
	環境県民局	6	0							
	健康福祉局	9	8	1	1	7				
	商工労働局	1	0							
	農林水産局	0	0							
	土木局	0	0							
	都市局	0	0							
小計	16	8	1	1	7	0	0	0	0	
企業局	0	0								
病院事業局	0	0								
県議会	0	0								
教育委員会	13	0								
警察本部	0	0								
監査委員事務局	0	0								
人事委員会事務局	0	0								
労働委員会事務局	0	0								
小計	13	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	29	8	1	1	7	0	0	0	0	

注 緑色部分は、実地監査対象であることを示す。

(関係資料2) 実地監査を行った任意団体の概要

西部地域保健対策協議会

設立年月日	平成9年11月27日
設立目的	圏域内の保健・医療・福祉に関する事項を調査・検討することとともに、必要な事業を実施し、住民の健康保持増進に寄与する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・協議、調査研究及びこれに基づく必要な事業の実施 ・保健、医療、福祉に関する自主活動組織等の育成、指導 ・保健、医療の年次報告の作成 ・その他目的達成に必要な事業
構成員	地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、公的病院、看護協会、介護支援専門員連絡協議会、公衆衛生推進協議会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、女性関係団体、大竹市、廿日市市、広島県（厚生環境事務所、保健所）

海田地域保健対策協議会

設立年月日	平成9年9月26日
設立目的	西部保健所広島支所管内の安芸郡4町の保健・医療・福祉を推進するために、これらに関する事項を総合的に調査・協議し、必要な事業を実施推進することにより、住民の健康保持・増進に寄与することを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療・福祉についての協議 ・保健・医療の年次報告の作成 ・保健・医療・福祉の推進に必要な協議、調査研究、調査及びこれらに基づく必要な事業の実施・推進 ・保健・医療・福祉に関する自主的活動組織等の育成・指導 ・その他本会の目的達成に必要な事業
構成員	地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、病院、公衆衛生推進協議会、社会福祉協議会、府中町、海田町、熊野町、坂町、広島県（厚生環境事務所、保健所）、その他保健・医療・福祉関係団体

芸北地域保健対策協議会

設立年月日	平成9年10月9日
設立目的	広島二次保健医療圏内の安芸高田市及び山県郡における保健・医療・福祉を推進するために、これらに関する事項を総合的に調査・協議し、必要な事業を実施推進することにより、地域住民の健康の保持・増進及び福祉サービスの向上を図る。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療・福祉についての協議 ・保健・医療の年次報告の作成 ・保健・医療・福祉の推進に必要な調査研究、調整及び事業の実施 ・保健・医療・福祉に関する自主的活動組織等の育成、指導 ・その他本会の目的達成に必要な事業
構成員	地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、病院、公衆衛生推進協議会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、女性連合会、老人クラブ連合会、安芸高田市、安芸太田町、北広島町、広島県（厚生環境事務所、保健所）、その他保健・医療・福祉関係団体

呉地域保健対策協議会

設立年月日	平成10年1月22日
設立目的	呉二次保健医療圏域内の保健・医療・福祉を推進するため、関係事項を総合的に調査・協議し、必要な事業を実施推進することにより、住民の健康の保持・増進に寄与する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療・福祉についての協議 ・保健・医療の年次報告の作成 ・保健・医療・福祉の推進に必要な協議、調査研究、調整及びこれらに基づく必要な事業の実施・推進
構成員	地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、公的病院、公衆衛生推進協議会、社会福祉協議会、呉市、江田島市、広島県（厚生環境事務所、保健所）、その他保健・医療・福祉関係団体

広島中央地域保健対策協議会

設立年月日	平成14年4月1日
設立目的	広島中央二次保健医療圏域内の保健・医療・福祉を推進するために、これらに関する事項を総合的に調査・協議し、必要な事業を実施推進することにより、地域住民の健康の保持・増進に寄与することを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療・福祉についての協議 ・保健・医療の年次報告の作成 ・保健・医療・福祉の推進に必要な調査研究、調整及び事業の実施 ・保健・医療・福祉に関する自主的活動組織等の育成、指導 ・その他本会の目的達成に必要な事業
構成員	地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、病院、公衆衛生推進協議会、社会福祉協議会、女性会、東広島市、竹原市、大崎上島、東広島消防局、広島県

尾三地域保健対策協議会

設立年月日	平成9年10月30日
設立目的	尾三二次保健医療圏域内の保健・医療・福祉を推進するために、これらに関する事項を総合的に調査・協議し、必要な事業を実施推進することにより、尾三圏域住民の健康の保持・増進に寄与すること。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療・福祉についての協議 ・保健・医療の年次報告の作成 ・保健・医療・福祉の推進に必要な協議、調査研究、調整及びこれらに基づく必要な事業の実施・推進 ・保健・医療・福祉に関する自主的活動組織等の育成、指導 ・その他本会の目的達成に必要な事業
構成員	地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、病院、公衆衛生推進協議会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、広島県立大学、三原市、尾道市、世羅町、広島県

福山・府中地域保健対策協議会

設立年月日	平成10年3月4日
設立目的	福山・府中二次保健医療圏域内の保健・医療・福祉を推進するために、これらに関する事項を総合的に調査・研究・協議し、必要な事業を実施推進することにより、二次保健医療圏域住民の健康の保持・増進に寄与すること。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域の保健・医療・福祉の推進に必要な調査・研究・協議及びこれらに基づく必要な事業の実施・推進に関すること。 ・圏域の保健医療計画の推進に関すること。 ・その他本会の目的達成に必要な事業に関すること。
構成員	地区医師会，地区歯科医師会，地区薬剤師会，医療機関，社会福祉協議会，老人福祉施設連盟福山ブロック，福山市，府中市，神石高原町，広島県

備北地域保健対策協議会

設立年月日	平成9年8月28日
設立目的	備北二次保健医療圏域内の保健・医療・福祉を推進するために、これらに関する事項を総合的に調査し、必要な事業を実施することにより、当圏域住民の健康の保持・増進に寄与する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療・福祉についての協議 ・保健・医療の年次報告の作成 ・保健・医療・福祉の推進に必要な協議，調査研究，調整及びこれらに基づく必要な事業の実施・推進 ・その他本会の目的達成に必要な事業
構成員	地区医師会，地区歯科医師会，地区薬剤師会，公的病院，公衆衛生推進協議会，社会福祉協議会，三次市，庄原市，広島県（厚生環境事務所，保健所）